

ドイツ 2026 年次税制改正法案の概要

September 2026

In brief

2026 年 8 月 12 日、ドイツ連邦政府は、2026 年次税制改正法案 (JStG 2026) を閣議決定しました。同法案は、2026 年 8 月 14 日付で連邦参議院に提出されています。

本改正案には、所得税法 (EStG)、付加価値税法 (UStG)、最低課税法 (MinStG) および租税通則法 (AO) など、多岐にわたる改正が含まれています。特に、VAT グループ制度 (Organschaft) の改正、ならびに源泉税手続の簡素化など、在ドイツ日系企業を含む多国籍企業にとって実務上重要な影響が見込まれます。

本 Newsflash では、上記のうち日系企業の実務に関連性の高い主要論点に絞って概要をご紹介します。

In detail

1. 所得税法に関する改正案

a. 源泉税免税手続きの簡素化 (所得税法第 50c 条)

本改正案では、ライセンス供与等に係る限定納税義務者への支払いに関する源泉税について、一定の条件の下で、税務当局による事前審査 (免税証明書) を経ることなく免税を適用できる金額の上限が引き上げられる予定です。具体的には、所得税法第 50c 条第 2 項第 1 文第 2 号の簡易手続の適用上限額である現行の 10,000 ユーロから 100,000 ユーロへと引き上げられます。これにより、租税条約に基づきドイツで源泉税が課されない場合には、より多くのケースにおいて、支払者が源泉徴収を行うことなく支払いを行うことが可能となります。

一方で、同法第 43 条第 1 項第 1 文第 1a 号に規定される集団保管されている株式 (例: 一般的に証券口座で保有される上場株式など) に係る一定の配当所得については、今後、免税手続の適用から除外され、還付手続のみが認められる予定とされています。これは、配当課税の回避といった不正利用を防止することを目的とするものです。

これらの変更は、原則として 2027 年 1 月 1 日以降に限定納税義務者が受領する所得および資本所得から適用される予定です。また、本改正により適用対象外となる既存の免税証明書については、同時点までに効力を失うこととされています。

b. 第一勤務地の判定ルールの見直し

現行の所得税法第 9 条第 4 項では、通勤費控除等の算定に関連する、いわゆる第一勤務地について、雇用契約その他の労働関係に基づき、従業員が当該勤務地に恒久的に配属されていることが要件とされています。本改正案では、この恒久的配属とみなされる期間について、国内の勤務地に関しては現行の 48 か月から 24 か月へ短縮される予定です。一方で、国外の勤務地については、引き続き 48 か月とされる見込みです。なお、本改正は 2027 年 1 月 1 日以降に新たに決定される配属に対して適用される予定です。2026 年 12 月 31 日までに決定された配属については従前のルールが引き続き適用されるほか、有期配属の延長は新たな配属として取り扱われる予定です。

2. 国際課税に関する改正案 (Pillar 2)

a. CbCR Safe Harbour の適用延長

本改正案では、OECD の「Side-by-Side package」の実施に伴い、CbCR Safe Harbour(国別報告ベースのセーフハーバー)の適用期限が 1 年間延長される予定です。一方で、移行期間中の罰則免除措置については、延長の対象外とされています。

b. UPE Safe Harbour の導入

OECD の「Side-by-Side package」を踏まえ、ドイツ国内法において UPE Safe Harbour (Ultimate Parent Entity Safe Harbour) が導入される予定です。

一定の要件を満たす場合には、申請により、最終親会社所在国に係る二次補足税(いわゆる UTPR)の計算上の追加税額が、当該事業年度についてゼロとされることとなります。ただし監査等による過去年度の税額修正等によって追加の税額が生じる場合にはこの限りではありません。

なお、本制度は、最終親会社が承認された UPE 課税制度を有する国・地域に所在する場合に適用される予定であり、対象となる国・地域についてはドイツ連邦財務省が別途指定することとされています。

c. Side-by-Side Safe Harbour の導入

同様に、OECD の「Side-by-Side package」を踏まえ、ドイツ国内法において新たに Side-by-Side Safe Harbour が規定される予定です。

当該規定に基づき、一定の要件を満たす場合、報告義務を負う構成事業体の申請により、当該事業体に係る一次補足税(いわゆる IIR)および二次補足税(いわゆる UTPR)の計算上の追加税額が、当該事業年度についてゼロとされることとなります。ただし監査等による過去年度の税額修正等によって追加の税額が生じる場合にはこの限りではありません。

本制度は、最終親会社が適格な国内および国際課税制度を備えた国に当該事業年度を通じて所在している場合に適用が認められるとされています。ここでの適格な国内および国際課税制度については、最低税率や課税ベース、BEPS 対策等に関する要件が設けられています。現在のところ、そのような制度を有しているのは米国のみとなります。

3. その他重要な改正案 (VAT・コンプライアンス等)

a. VAT グループ制度の改正

本改正案では、VAT におけるグループ制度 (Organschaft) について、現行の付加価値税法第 2 条第 2 項第 2 号を廃止するとともに、新たに第 2c 条を導入し、その取扱いが包括的に見直される予定です。具体的には、従来の法人に加えて、一定の要件(財務的・経済的・組織的統合)を満たす場合には、人的会社も VAT グループの構成会社となりえます。

さらに重要な変更として、これまで統合要件を満たせば自動的に成立していた VAT グループについて、今後は税務当局への申請に基づき、将来に向かってのみ効力が生じる制度へと変更される予定です。

加えて、VAT グループ制度の要件が満たされていない場合には、過去に遡って課税関係を修正する必要が生じます。ただし、一定の場合には関係者全員の申請により当該修正を回避できる仕組みも導入される予定です。

本制度は、2030 年 1 月 1 日からの適用が予定されており、これに先立ち 2029 年 7 月 1 日以降に申請を行うことが可能とされています。また、現行制度については 2029 年末まで引き続き適用される経過措置が設けられています。

b. 租税通則法 (AO)に関する改正

本改正案では、各種税金の税額確定に伴い発生する税務上の利息(Vollverzinsung)について、租税通則法第 233a 条に基づく利率が、2027 年 1 月 1 日以後の利息計算期間について、現行の月 0.15%から、月 0.30%へ引き上げられる予定です。

また、国別報告書(CbCR)に関して、租税通則法第 138a 条に新たに訂正義務が導入されるとともに、これを適時に履行しない場合には、同法第 379 条第 2 項第 1c 号の改正により、罰金の対象となる可能性がある旨が規定される予定です。この訂正義務は、2023 年 12 月 31 日以降に開始する事業年度に係る CbCR から適用される予定です。そのため、既に提出済みの CbCR であっても、対象事業年度に係る報告に誤りまたは不備が判明した場合には、訂正義務が生じる可能性があります。

さらに、税務当局による行政文書の電子通知制度についても改定が予定されています。電子的な受領権限が適切に登録されている場合には、納税者本人に加え、代理人に対しても電子通知が可能となります。また、郵送による通知を希望する場合には、原則として電子的な手続による申請が必要となる予定です。これらの改正は、2026 年 12 月 31 日後に発行される行政文書から適用される見込みです。

c. 研究開発税制の拡充

本改正案では、研究開発プロジェクトに対する公的補助 (研究開発税額控除およびその他の公的補助金を含む) の上限額について、現行の 1,500 万ユーロから 2,500 万ユーロへ引き上げられる予定です。また、本改正は 2026 年 1 月 1 日以降に発生する研究開発税額控除に遡及適用される予定です。あわせて申請手続も見直され、一定の条件の下では、認定手続が長期化した場合でも税額控除の適用を受けられるようになる予定です。これにより、実務上の利便性向上が期待されます。

4. まとめ

特に、VAT グループ制度の申請制への移行、日本親会社との取引等に関連し得る源泉税手続の簡素化、税額確定に伴う利息の引き上げ、ならびに研究開発税額控除制度の拡充については、実務運用やキャッシュフローにも影響を与える可能性があるため、自社への影響の有無を確認しておくことが重要です。また、CbCR に係る訂正義務の導入や電子通知制度の見直しについては、コンプライアンス対応や税務手続の観点から影響が生じる可能性があるため、今後の制度変更の内容を踏まえた対応を検討することが推奨されます。

本改正案は現時点では政府法案段階であり、今後の立法手続において内容が変更される可能性があります。今後の審議状況や最終的な法案内容を踏まえ、必要に応じて対応を検討していくことが必要となります。

5. 参考

- **ドイツ語 Newsflash**
[Tax & Legal Newsflash](#)

Let's talk



Prof. Dr. Uwe Hohage
Partner, Japan Business
Network (JBN) & Markets
Leader EMEA

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
uwe.hohage@pwc.com
+49 (0)160 90139585



Volker Wetzstein
Director, Corporate Tax,
Japan Business Network

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)1511 6148501
volker.wetzstein@pwc.com



Hanna Widera
Director, Corporate Tax,
Japan Business Network

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)1514 3802684
hanna.w.widera@pwc.com



Takayuki Fujii
藤井 隆行
Manager, Corporate Tax,
Japan Business Network
日本国税理士

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)171 4955987
takayuki.b.fujii@pwc.com



Yu Mauchi
馬内 優
Associate, Corporate Tax,
Japan Business Network

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)1512 6727594
yu.mauchi@pwc.com

Japan Business Network (JBN) について

PwC ドイツの Japan Business Network (JBN) は、監査・税務・法務・M&A・コンサルティングなどのあらゆる分野において、ドイツに進出している日系企業をテラーメイドで支援いたします。組織再編、移転価格、VAT など専門性が求められる分野においても、深い知識と経験を有する日本語を話せるプロフェッショナルと、現地のプロフェッショナルが二人三脚で皆様の成長を支援いたします。

JBN の Website はこちらから: [Japan Business Network \(JBN\)](#)

ドイツ税務&法務アップデートはこちらから: [Japan Business Network \(JBN\) Newsflash](#)

本稿は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本稿の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本稿に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも) 表明あるいは保証するものではありません。また、本稿に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2026 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.